過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第五十条**　都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件の全てに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請（第一条の十四第一項第八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限つて減じようとするものに限る。）があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることができる。 一　次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院であること。 イ～ハ　（略） ニ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域 二・三　（略） 2～5　（略）	**附　則** **第五十条**　都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請（第一条の十四第一項第八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限つて減じようとするものに限る。）があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることができる。 一　次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院であること。 イ～ハ　（略） ニ　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域 二・三　（略） 2～5　（略）

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

一　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）第六条第一号ル(1)

二　厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府・厚生労働省令第九号）第一条第一項

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業） **第七条**　法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　老人福祉法第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設であって、次に掲げるものを整備する事業 イ～ホ　（略） ヘ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域において同法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて整備されるもの ト・チ　（略） 六・七　（略）	（法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業） **第七条**　法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　老人福祉法第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設であって、次に掲げるものを整備する事業 イ～ホ　（略） ヘ　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域において同法第六条第一項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるもの ト・チ　（略） 六・七　（略）